

令和7年1月31日

報道関係各位

積水化学工業(株) 所有の認定工場の認定取消しについて

本会認定工場制度において、認定資器材以外の製品へ認定標章（認定マーク）の表示等を行った規定違反事案を受け、下記のとおり処分しました。

記

1. 処分対象の認定工場所有会社：積水化学工業株式会社
2. 処分対象の認定工場及び内容：公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定規程第24条第2項第2号及び第1項第3号の規定に基づき、下表の認定工場の3資器材の認定を取り消すこととする。

認定工場 所有会社	認定工場名	認定番号	資器材名	処分内容	処分年月日
積水化学工業 株式会社	山梨積水(株)	第021901号	硬質塩化ビニル管	認定取消	令和7年1月31日
		第091901号	プラスチック製ます		
		第101901号	プラスチック製 マンホール		

3. 処 分 理 由：上記認定工場及び認定工場を所有する積水化学工業(株)により、長年にわたり認定資器材以外の製品に対して認定標章を表示し出荷していたこと、ならびに、申請書への不実記載及び認定料の不払い等、管理体制の不備という認定工場として適当でない行為が確認されたため。

4. 本事案の関連規程（抜粋）：

「公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定規程」（令和6年2月29日施行）

（認定工場の取消し）

第24条 理事長は、認定工場が次の各号の一に該当するときは、当該工場の認定を取り消すものとする。

- 一 認定工場に係るⅠ類資器材の指定又はⅠ類認定適用資器材の指定を取り消したとき。
- 二 認定工場に係るⅡ類資器材の登録又はⅡ類認定適用資器材の指定を取り消したとき。
- 三 認定工場として適当でないと決定したとき。
- 四 認定工場の所有会社より、理由を付した書面をもって、当該工場の認定辞退の申し出があったとき。

2 理事長は、認定工場が次の各号の一に該当するときは、当該工場の認定を取り消すことができる。

- 一 第18条第2項の規定による納付期限までに認定料の納付がないとき。
- 二 第19条の規定による認定標章を認定資器材以外のものに表示したとき。
- 三 第22条第2項の規定により認められた休止期間を超えたとき
- 四 認定期間において第23条第1項に規定する契約実績がないとき。
- 五 第28条第2項の規定による必要な措置に反したとき。
- 六 その他理事長の指示と相違するとき。

（認定資器材の認定標章の表示）

第19条 認定工場は、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定標章表示要領に規定する認定標章（以下「認定標章」という。）を、同要領に定めるところにより認定資器材（製品検査資器材を含む。以下、第22条第1項、同条第3項、第23条及び第24条第2項第2号において同じ。）に表示しなければならない。

お問合せ先：

公益社団法人 日本下水道協会 技術部 規格検査課 岡本、佐藤(勇)

Tel:03-6206-0946 E-mail:kensa@ngsk.or.jp